

## 産業廃棄物施設の維持管理に関する基準書（中間処理施設）

### 1. 共通基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1) 囲い等</p> <p>ア 施設に係る敷地の周囲の囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後及び管理者等が不在で施設が無人になる時は、閉鎖し施錠すること。</p>	<p>ア 既に囲いを設け、みだりに人が立ち入ることを防止することができるようにしています。</p> <p>イ 囲いの破損を発見した場合は、直ちに補修します。</p> <p>ウ 当該施設は24時間稼働の施設であり、基本的に無人となることはありませんが、万が一、無人になる時は、閉鎖し施錠することとしています。</p>
<p>(2) 表示等</p> <p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。</p>	<p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換え等の措置を講じます。</p> <p>イ 立札等の破損を発見した場合は、直ちに補修します。</p>
<p>(3) 排水</p> <p>ア 施設から生ずる排水は、直接放流先に放流すること。</p> <p>イ 施設の敷地境界から放流先までの暗渠や開渠等は、定期的に清掃し、他に漏れ出たり溢れ出ないように管理すること。</p>	<p>ア 当該施設については、廃棄物の焼却施設において、ガス冷却室の水噴射に水が使用され、排水となりますが、その排水は再び焼却施設において噴霧焼却し、蒸発させるため、系外に排水が排出されることはありません。</p> <p>イ 当該施設については、上記アの理由から該当しません。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(4) 管理体制</p> <p>ア 産業廃棄物の取扱業務を適切に行うために、施設管理責任者を置き、管理体制を整備すること。</p> <p>イ 施設の適切な維持間を行うに当たって、必要な事項を定めた取り扱いマニュアルを策定し、作業者に対して十分な教育を行うこと。</p>	<p>ア 当該施設については、管理体制を既に整備しています（別紙管理体制図参照）。</p> <p>イ 当該施設については、既にマニュアルを作成し、環境省策定の十分な教育を行っています（別紙マニュアル参照）。</p>

2.中間処理施設の共通事項

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1) 処理能力見合った処理</p> <p>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>施設への産業廃棄物の投入は、当該地域の処理能力を超えないように行います。</p>
<p>(2) 異常事態の対応</p> <p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収や流出箇所及び現状復旧を直ちに行います。</p>
<p>(3) 定期的な点検、機能検査</p> <p>ア 施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上行うこと</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。</p>	<p>ア 当該施設については、施設の点検及び機能検査は、マニュアルに則って実施しています。</p> <p>イ 当該施設については、施設の機能検査及び保守点検を月1回以上実施しています。</p> <p>ウ 当該施設については、法律に則った重金属等の必要な項目に関して、分析試験機関に委託して試験検査を行っています。</p> <p>また、その他自主分析により、必要な項目について分析を行っています。</p>
<p>(4) 飛散、流出及び悪臭の防止</p> <p>ア 産業廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散を防止する為に必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散を防止する為に、産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備及び施設の囲い、覆い、屋根及び流出防止堤等を定期的に点検し、保守管理を行うこと。</p>	<p>ア 当該施設については、建屋内に廃棄物を保管しています。特に泥状・液状廃棄物については、ピット若しくは容器により保管しています。また、特定有害廃棄物の保管は、その他の廃棄物と混合せず、容器等に内容物の表示をしたうえで、保管します。</p> <p>イ 当該施設については、左記設備の定期的な点検及び保守管理は、マニュアル等に則って実施しています。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(5) 害虫等の発生防止</p> <p>ア 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清掃を保持すること。</p> <p>イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。</p>	<p>ア 当該施設では、既に日常業務として、構内清掃を実施します。</p> <p>イ 当該施設において、害虫等が発生した場合には、殺虫剤等の散布を行っています。</p>
<p>(6) 騒音及び振動の防止</p> <p>ア 著しい騒音および振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。</p>	<p>ア 当該施設については、施設の定期的な点検は、日常業務及び通常業務として行い、著しい騒音及び振動が発生している場合は、速やかに対策を講じています。</p> <p>イ 当該施設については、機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については定期的な保守点検を行っています。</p> <p>ウ 当該施設については、防音及び防振設備等の機能の定期的な保守点検は、日常業務及び通常業務として行います。</p>
<p>(7) 粉塵の発生防止</p> <p>ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉塵の発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 集塵機等の機能検査を定期的に行うこと。</p>	<p>ア 当該施設については、車両、重機等の運行における粉じん等の発生に対し、散水の措置を講じています。</p> <p>イ 当該施設の集じん機等の機能検査は、通常業務として行っています。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(8) 放流水の検査</p> <p>ア 施設からの排水を放流する場合は、その水質が生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が、表-1に掲げる項目の排水基準に適合するように維持管理すること。</p> <p>ウ 放流水の定期的な水質検査は、表-1に掲げる全項目については年2回以上、また生活環境項目の(1)から(6)については月1回以上行うこと。</p>	<p>ア 当該施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しません。</p> <p>イ 当該施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しません。</p> <p>ウ 当該施設については、共通基準「(3)排水」の理由から該当しません。</p>
<p>(9) 雨水等の流入防止</p> <p>施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>当該施設は、雨水側溝等の開渠を設けているため、外部から施設内に雨水が流入することはありません。</p>
<p>(10) 排ガスの検査</p> <p>施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。</p>	<p>当該施設について、排ガスの洗浄塔の定期的な点検及び保守管理は、マニュアルに則って実施し、定期的に法律に則った排ガス検査を行うことにより、生活環境保全上の支障が生じないように管理しています。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(11) 排出時の産業廃棄物の確認</p> <p>ア 搬入車両から産業廃棄物を受け入れる間に、監視ゲート等により、搬入産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また、産業廃棄物の性状の分析または計算を行うこと。</p> <p>イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物が混入した産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集・運搬業者との連絡を取るなどの管理体制を確立しておくこと。</p> <p>ウ 万一、受け入れた産業廃棄物中に中間処理品目以外の産業廃棄物認められた場合は、それを返却すること。</p> <p>エ 産業廃棄物処理業者については、原則としてマニフェスト管理された産業廃棄物のみ受け入れる事とし、排出事業者等の不明な産業廃棄物は受け入れないこと。</p>	<p>ア 弊社の処理における基準として、受入産業廃棄物については、受入段階の前でMSDS、発生フロー図等により、当該廃棄物の性状を把握し、また、必要に応じて、サンプル等入手し、分析することにより、中間処理できる品目であるか確認しています。</p> <p>イ 上記アに加え、中間処理委託契約前に、左記の内容について排出事業者等に周知徹底します。</p> <p>ウ 万一受け入れた産業廃棄物に中間処理品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却します。</p> <p>エ マニフェスト管理されない産業廃棄物、排出事業者の不明な産業廃棄物は受け入れません。</p>
<p>(12) 中間処理後の産業廃棄物の確認</p> <p>中間処理後の残渣の性状については、表-3に残渣の種類ごとに定めた分析項目について同表で定めた試験方法により年4回以上試験検査を行って確認すること。</p>	<p>当該施設から排出される燃え殻は、表-3で定めた分析項目について同表で定めた試験方法により週1回程度の試験検査を行って確認している。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(13) 防火</p> <p>ア 構内での野外焼却行わないこと。</p> <p>イ 消火器その他の消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。</p> <p>ウ 可燃性産業廃棄物を取り扱う場合には、火気取扱責任者をおき、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。</p>	<p>ア 構内での野外焼却は行いません。</p> <p>イ 消火器及び消火設備の点検は、消防法に基づき実施し、操作方法等の訓練は、当社規定の消防計画に基づいて実施しています。</p> <p>ウ 火気取扱責任者(管理体制図上の焼却施設技術管理士としている)を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行っています。</p>
<p>(14) 管理事務所</p> <p>事務所内には、施設設置等事前協議書(写)、法第15条に係る施設にあつては、設置届出書(写)または設置許可証(写)、帳簿または伝票等を備えておくとともに、処理業の用に供する施設に会つては許可証(写)を見やすい所に掲示しておくこと。</p>	<p>当該施設には既に掲示しています。</p>
<p>(15) 記録及び保存</p> <p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存しています。</p>
<p>(16) 事故時の補償</p> <p>事故時においては、補償が十分にできるものであること。</p>	<p>事故時における補償については、当社で責任をもって対応します。</p>

### 3.個別基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
(1)	該当しません。
<p>(2) 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く)</p> <p>ア 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p>	<p>ア 乾燥設備は熱風ダンパ制御方式であるので、温度を調節することができるように管理しています。また、非常用として、重油燃焼による熱風炉を稼動しています。</p> <p>特定有害物質の焼却により、乾燥汚泥に有害物質が移行していないことを確認するために、定期的に乾燥汚泥の有害物質等について必要な分析を行っております。</p> <p>イ 施設から排出されるガスは、焼却施設の二次燃焼室に導入し、二次燃焼室後段の排ガス処理設備によって処理します。また、ばい煙に関する検査は、焼却施設に基づく検査をもって充てます。</p>
(3)	該当しません。
<p>(4) 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物焼却施設((11)に規定する施設を除く)</p> <p>ア 主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね800℃以上にした後、産業廃棄物を投入すること。</p> <p>イ 焼却に当たっては、主要な燃焼室の出口における炉温を800℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p> <p>ウ 運転の開始及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>ア 当該施設については、主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね800℃以上にした後、産業廃棄物を投入しています。</p> <p>イ 当該施設については、焼却に当たって、主要な燃焼室の出口における炉温を800℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにしています。また、燃焼ガスを800℃以上で2秒以上滞留させることとします。</p> <p>ウ 当該施設については、起動時に及び立下げ時のバーナー燃焼により、急激な炉温の変化が起こらないように運転しています。</p>



維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>エ 廃油の焼却施設にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>オ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>カ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p> <p>キ 処理後の燃え殻の熱しゃく減量は、おおむね次により燃焼管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッチ燃焼式にあつては、15%以下</li> <li>・ 連続燃焼式にあつては、7%以下</li> </ul>	<p>エ 当該施設については、受入設備等をコンクリート構造としており、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常時の対応についても、マニュアルに則って速やかに措置を講じています。</p> <p>オ 当該施設については、安全管理対策が取られており、消防局の指導に従い、消火設備を設けています。</p> <p>カ 当該施設については、排ガス洗浄塔の定期的な点検及び保守管理は、通常業務として行い、年2回以上ばい煙に関する検査を行っています。また、強酸を処理するにあたり、塩化水素の発生が懸念されますが、排ガス中の塩化水素濃度を連続測定し、濃度により自動で消石灰の噴霧量を調整することにより、生活環境保全上の支障が生じないようにします。必要に応じて、単位時間当たりの処理量も調整します。</p> <p>キ 当該施設については、連続燃焼式であるので、処理後の燃え殻の熱しゃく減量がいとおむね7%以下になるように燃焼管理を行っています。</p>
(5) ~ (12)	該当しません。

表－1 放流水の水質調査項目及び排水基準

	項 目	排 水 基 準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.1
	(2) シアン化合物 (mg/l)	1
	(3) 有機燐化合物 (mg/l)	1
	(4) 鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1
	(5) 六価クロムその化合物 (mg/l)	0.5
	(6) 砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 (mg/l)	0.05
	(8) アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと
	(9) ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003
	(10) トリクロロエチレン (mg/l)	0.3
	(11) テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1
	(12) 1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3
生活環境項目関係	(1) 水素イオン	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
	(2) 生物化学的酸素要求量 (mg/l) (注2)	40 (日間平均 30)
	(3) 化学的酸素要求量 (mg/l) (注3)	40 (日間平均 30)
	(4) 浮遊物質量 (mg/l)	90 (日間平均 70)
	(5) 鉱油類含有量 (mg/l)	5
	(6) 動植物油脂類含有量 (mg/l)	30
	(7) フェノール類含有量 (mg/l)	1
	(8) 銅含有量 (mg/l)	2
	(9) 亜鉛含有量 (mg/l)	5
	(10) 溶解性鉄含有量 (mg/l)	10
	(11) 溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10
	(12) クロム含有量 (mg/l)	2
	(13) 弗素含有量 (mg/l)	15
	(14) 大腸菌群数 (注4) (1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3000
	(15) 窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)
	(16) 燐含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)

注1 分析方法は、排水基準を定める総理府令第2条に係る環境庁長官が定める方法及びその定めが無いものについては、JIS K 0125によること。

2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限りて適用する。

3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出される場合に限りて適用する。

4 排水処理設備を設置していない中間処理施設及び浸出液処理設備を設置していない最終処分場には、適用しない。

表-3

分析項目	残渣の種類	もの	汚泥・処分する為に処理したもの	燃え殻・ばいじん	鉍さい	廃油	廃酸・廃アルカリ	PCBが付着又はPCBが封入された廃プラスチック類	PCBが付着又はPCBが封入された金属くず	PCBが塗布された紙くず
	水素イオン濃度		○					○		
含水率		○								
有害物質含有試験	アルキル水銀化合物					○	○			
	水銀又はその化合物					○	○			
	カドミウム又はその化合物					○	○			
	鉛又はその化合物					○	○			
	有機りん化合物					○	○			
	クロム又はその化合物					○	○			
	砒素又はその化合物					○	○			
	シアン化合物					○	○			
	PCB					○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン					○	○			
テトラクロロエチレン					○	○				
有害物質溶出試験	アルキル水銀化合物	○	○	○						
	水銀又はその化合物	○	○	○						
	カドミウム又はその化合物	○	○	○						
	鉛又はその化合物	○	○	○						
	有機りん化合物	○								
	クロム又はその化合物	○	○	○						
	砒素又はその化合物	○	○	○						
	シアン化合物	○	○							
	PCB	○	○					○	○	○
	トリクロロエチレン	○								
テトラクロロエチレン	○									
<p>* 1 含有量試験は、環境庁水質保全局、底質調査方法による。                  * 2 溶出試験は、環境庁告示第13号にある                  * 3 含有量試験は、不検出であった項目については溶出試験は行わなくともよい。                  * 4 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。</p>										